第三条第一項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定により提出する申請書又は第二項若しくは第三項の規定により提出する書類を受理したこれらの規定に規定する剰余金の配当の支払者が法人番号を有する場合には、これらの申請書又は書類に、その者の法人番号を付記するものとする。

第三条の二第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加える。

第三条の四第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第四項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第一項又は第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

第四条第一項第一号及び第二項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加える。

15　第一項から第四項までの規定により提出する還付請求書、第八項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書、第七項の規定により提出する還付請求書、第十一項若しくは第十二項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第五条に次の一項を加える。

5　第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第一条の二第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

第六条に次の一項を加える。

5　第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第一条の二第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

第六条の二第一項第一号中「居所」の下に「、個人番号」を加える。

第七条第一項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、国内における住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第一条の二第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

第八条第一項第一号及び第二項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

10　第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書、第四項（第七項又は前項において準用する場合を含む。）の規定により提出する還付請求書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第九条第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第一条の二第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第九条の二第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加える。

第九条の三第一項第一号中「所在地及び」を「所在地、」に、「並びに」を「及び法人番号並びに」に改める。

第九条の四第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加える。

第九条の五に次の一項を加える。

23　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等又は第十項若しくは前項までの規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの特典条項条約届出書等又は還付請求書

二　第七項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は第九項において準用する第二条第十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　当該特典条項特例届出書等又は当該書面

第九条の六に次の一項を加える。

16　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等、第十一項若しくは第十二項の規定により提出する還付請求書、第十三項の規定により提出する特典条項条約届出書等又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの特典条項条約届出書等又は還付請求書

二　第七項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は第九項において準用する第二条の二第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　当該特典条項特例届出書等又は当該書面

第九条の七に次の一項を加える。

11　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等を受理した同項に規定する源泉徴収義務者　当該特典条項条約届出書等

二　第八項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は前項において準用する第二条の三第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　当該特典条項特例届出書等又は当該書面